

女子柔道振興委員会 運営内規

(目的)

第1条 この委員会は、女子柔道振興特別委員会において推進した女子柔道指導者(含審判員)の比率向上、女性幹部登用促進などの女子柔道活性化方策をさらに深化させ、柔道界のあらゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図ることにより、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女性スポーツの発展に寄与することを目的として設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名
- (3) 委員11～15名
- (4) 特別委員4～5名
- (5) 顧問若干名

(委員長および副委員長の選任)

第3条 委員長および副委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員および特別委員の選任)

第4条 委員および特別委員の選任は、委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。

(顧問の選任)

第5条 女性の社会的活躍促進に関する専門的知見を豊富に有する者を、女子柔道活性化方策の推進に係る意見、助言を徴するため、当委員会の顧問に委嘱することができる。顧問の選任は、委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。

2. 顧問は、委員会に出席し意見を述べるとともに随時委員会に対して助言をすることができる。

(委員会への出席)

第6条 会長、副会長、専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が議事を司り、概ね3ヶ月に1回開催する。

(委員会の取り組み)

第8条 委員会は、次の事項の取り組みを行う。

- (1) 女子柔道の競技者人口拡大に関すること
- (2) 女性指導者および審判員の育成と活躍に関すること
- (3) 女性の地位向上、職域拡大に関すること
- (4) その他女子柔道振興施策の実施に関すること

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この内規は、平成29年4月1日から施行する。
2. 委員の任期については、初年度は平成30年3月31日までとし、次年度からは専門委員会規程によるものとする。